

令和7年度 座間市姉妹都市中・高校生交流事業 国際親善大使 ホストスチューデント 募集要領

1 事業の趣旨

座間市の次代を担う青少年を「国際親善大使」として任命し、姉妹都市アメリカ合衆国テネシー州スマーナ市(以下「スマーナ市」という。)との交流を通じて国際理解と国際親善に貢献できる、積極的に向上心のある青少年を育成する。

また、事業を通して得た交流をきっかけに相互理解に努め、将来にわたり友好関係を築きながら、事業で得た成果を地域の社会活動などを経て還元することでより多くの市民に事業を周知し、次世代につなげていく。

2 令和7年度事業の概要

国際親善大使は、約2週間、スマーナ市から訪日する中学生又は高校生のホストスチューデントとなり、スマーナ市生徒と生活を共にしながら、異文化体験や交流アクティビティ等のプログラムを通じた交流を行い、受入終了後は、市民への事業周知活動を行う。

(1) 国際親善大使3期生に任命

ホストスチューデントとなる者を市の代表となる国際親善大使3期生(任期：令和8年3月31日まで)として任命する。

※ 国際親善大使は、様々な行事や活動を通して、市民にスマーナ市のことを紹介したり、スマーナ市の人に自分や座間市のことを紹介することによって、友好の懸け橋となる活動を行う。

(2) 研修

スマーナ市生徒受入に係る準備及び受入報告会の準備等を行うため、毎月1回(土日祝日いずれかの半日)、研修を行う。初回に参加する研修は、5月11日(日)午前中を予定。

(3) スマーナ市生徒受入

ア 受入期間 令和7年7月21日(月・祝)から8月2日(土)まで

イ 受入時の活動内容

(ア) 自宅でのホームステイによる同年代青少年との異文化交流体験

(イ) 学校体験

(ウ) 英語による意見交換等

(エ) その他、日中に予定される各種活動への参加

ウ 受入後の活動内容

(ア) 報告書等の作成

(イ) 成果の報告

(ウ) ボランティア活動

3 募集人数 1人

4 対象者 令和7年4月1日現在、市内在住の中学生又は高校生である者

5 応募資格

(1) 事業の趣旨をよく理解し、それを踏まえて積極的に行動できる方

(2) 国際親善大使任命期間中、国際親善大使の活動を最優先にし、原則として市が主催する全て

の行事に参加出来る方（学校行事や部活の公式戦等で都合がつかない場合を除く。）

- (3) 座間市の代表としてふさわしい常識を備え、規律ある団体行動がとれる方
- (4) 受入期間中、全日受け入れが可能な方
- (5) 受入期間中の宿泊と食事を提供できる環境にある方
- (6) 受入期間中、スマーナ市生徒を市が指定する場所へ送迎できる環境にある方
- (7) 受入期間中、携帯電話等による相互連絡が可能な方
- (8) 受入及び国際親善大使の活動について、家族（同居者全員）の同意及び協力を得られる方
- (9) 市が国際親善大使に係る活動を記録し保管すること、また、姉妹都市中・高校生交流事業振興のため、その記録を各媒体に掲載することに対する同意をし、かつ、保護者の同意も得られている方

6 応募方法

応募期限までに、市LINE公式アカウントから申し込み又は、応募申込書に必要事項を記入し、座間市役所1階人権・男女共同参画課窓口へ郵送又は直接持参

7 募集期間

令和7年4月1日(火)から4月16日(水)の平日 午前8時30分から午後5時15分まで受付。
ただし、4月12日(土)は午前8時30分から正午まで受付。

8 選考

(1) 書類選考及び面接選考

ア 面接日 令和7年4月中旬から下旬

イ 面接場所 座間市役所

ウ 選考内容 書類選考及び英語・日本語による面接選考

(ア) 書類選考

応募申込書を元に国際親善大使の適性度を審査

(イ) 面接選考

英語による面接では年齢に応じた英語力を備えているか、日本語による面接では積極性や協調性等を備えているかを審査

エ 選考結果通知

令和7年5月上旬(郵送)

※ 選考内容や日程等は令和7年4月1日時点のものであり、変更となる可能性があるため、その場合、対象者へ変更内容を通知するものとする。

9 負担金等

- (1) 研修に要する経費は、原則として座間市が負担する。
- (2) 受入に係る経費(食費、光熱水費等)は各家庭が負担するものとする。ただし、スマーナ市生徒が個人的に購入するお土産や買い物に係る費用、朝昼夕以外の飲食費は基本的に本人が負担する。
- (3) 市は、受入終了後に、各家庭に4万円の謝礼を支払うものとする。ただし、事情により受入期間の一部の日程を受け入れた場合はこの限りではない

10 その他

- (1) マッチングはスマーナ市側と調整の上決定するため、マッチング相手が異性となる可能性があるものとする。
- (2) 選考結果通知後又は任命後に、本要領中5応募資格に該当しないことが明らかな場合又は、座間市から転出した場合は、国際親善大使の任命の取消又は解任の可能性があるものとする。
- (3) 本件募集により国際親善大使に任命された者が、次期国際親善大使募集時に応募した場合は、選考において、加点措置対応がされるものとする。

1 1 主催 座間市

1 2 問い合わせ先 座間市総合政策部人権・男女共同参画課
電話 046-252-8035、FAX 046-252-0220